

平成十一年法律第二百九十二号

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法

目次

- 第一次 総則（第一条～第八条）
- 第二章 役員及び職員（第九条～第十三条）
- 第三章 業務等（第十四条～第十七条の二）
- 第四章 雜則（第十八条～第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条～第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を得、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五条）第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち當該事業を所管する省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

- 一 農林漁業
- 二 飲料品製造及びたばこ製造業
- 三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（研究機構の目的）とする。

第四条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」といふ。）上の試験及び研究等を行うことにより、

農業等に関する技術の向上に寄与することともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。

研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法（平成十一年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための現地調査又は栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るために農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。

（国立研究開発法人）

第四条の二 研究機構は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。（事務所）

第五条 研究機構は、主たる事務所を茨城県に置く。

（資本金）

第六条 研究機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第七条 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第八条 政府は、前項の規定により研究機構がその資本を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、第十五号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

第九条 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする場合は、第十五条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資しなければならない。この場合において、当該政府以外の者は、同条第二号及び第三号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充るべき金額を示すものとする。（持分の払戻し等の禁止）

第十条 研究機構は、通則法第二条第三項に規定するものとされるとき、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

第十二条 研究機構は、副理事長及び理事の職務及び権限等

第十三条 研究機構は、理事長の定めるところにより、研究機構を代表し、理事長を補佐して研究機構の業務を掌理する。

第十四条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して研究機構の業務を掌理する。

第十五条 理事のうちから理事長が指名する者は、第十四条第二項に規定する業務及び同条第三項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十六条 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員（副理事長）を補佐して研究機構の業務を掌理する。

第十七条 理事のうちから理事長が指名する者は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていなければ副理事長とする。

第十八条 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。（副理事長及び理事の任期）

第十九条 副理事長の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日までとする。

第二十条 研究機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。（持分の譲渡し等）

第二十一条 研究機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。（役員及び職員の地位）

第二十二条 研究機構の役員及び職員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。（役員及び職員の地位）

第二十三条 研究機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて研究機構その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分については、当該持分が信託財産に属する旨を出資者原簿に記載した後でなければ、当該持分が信託財産に属することを研究機構その他の第三者に対抗することができない。

について、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定、検査（農機具についての検査に限る。）並びに講習を行うこと。

二 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。

三 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。

四 原蚕種並びに桑の接穗及び苗木の生産及び配布を行うこと。

五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

六 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第十三条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うこと。

二 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。

三 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 研究機構は、前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

一 種苗法第六十三条第一項の規定による集取による立入り、質問検査及び収去

二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による

これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林

木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

(株式等の取得及び保有)

第十四条の二 研究機構は、科学技術・イノベー

ション創出の活性化に関する法律第三十三条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株

予約権の取得及び保有を行うことができる。

(区分経理)

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに經

理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなけ

ればならない。ただし、第四号に掲げる業務に

係る勘定については、第十七条の二第一項の規

定により基金を設けた場合に限り、設けるもの

とする。

一 第十四条に規定する業務（次号から第四号

までに掲げるものを除く。）

二 第十四条第一項第一号及び第六号に掲げる

業務（農機具及び農機具を使用した農作業を

材に係るものに限る。）並びにこれらに附帯

する業務

三 第十四条第一項第五号及び第六号（第五号

に掲げる業務に係る部分に限る。）に掲げる

業務並びにこれらに附帯する業務（次号に掲

げるものを除く。）

四 第十七条の二第一項に規定する基金に係る

（積立金の処分）

第十六条 研究機構は、通則法第三十五条の四第

二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下

この項において「中長期目標の期間」という。）

の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一

項又は第二項の規定による整理を行った後、同

条第一項の規定による積立金があるときは、そ

の額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長

期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一

項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定

による変更の認可を受けたときは、その変更後

のもの）の定めるところにより、当該の中長

期目標の期間における第十四条に規定する業務

の財源に充てることができる。

研究機構は、前項に規定する積立金の額に相

当する金額から同項の規定による承認を受けた

金額を控除してなお残余があるときは、その残

余の額を国庫に納付しなければならない。

前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条 研究機構は、出資者原簿を備えて置か

なければならぬ。

二 出資者原簿には、第十五条第二号及び第三号

に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者につ

いて次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

（余裕金の運用の特例）

第十七条 研究機構は、第十五条第二号に掲げる

業務に係る業務上の余裕金については、通則法

第四十七条に規定する方法によるほか、財政融

資資金への預託により運用することができる。

（基金の設置等）

第十七条の二 研究機構は、主務大臣が通則法第

三十五条の四第一項に規定する中長期目標にお

いて第十四条第一項第五号に掲げる業務及びこ

れに附帯する業務のうち科学技術・イノベーシ

ョン創出の活性化に関する法律第二十七条の二

第一項に規定する特定公募型研究開発業務とし

て行うものに関する事項を定めた場合には、同

項に規定する基金（次項において「基金」とい

う）を設け、次項の規定により交付を受けた

補助金をもってこれに充てるものとする。

二 政府は、予算の範囲内において、研究機構に

対し、基金に充てる資金を補助することができ

る。

第四章 雜則

（緊急時の要請）

第十八条 農林水産大臣は、次に掲げるときは、

研究機構に対し、第十四条第一項第一号に掲げ

る業務のうち必要な試験及び研究、調査、分析

又は鑑定を実施すべきことを要請することができ

る。

一 農作物、家畜又は家きんに重大な被害が生

じ、又は生ずるおそれがあると認められる場

合において、当該被害の拡大又は発生を防止

するため緊急の必要があると認めるとき。

二 品質が適正でない食品が流通し、又は流通

するおそれがあり、これを放置しては一般消

費者の利益を著しく害すると認められる場合

において、一般消費者の利益を保護するため

緊急の必要があると認めるとき。

研究機構は、前項の規定による農林水産大臣

の要請があつたときは、速やかにその要請され

た試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施し

なければならない。

（出資者原簿）

第十九条 研究機構は、出資者原簿を備えて置か

なければならぬ。

二 出資者原簿には、第十五条第二号及び第三号

に掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者につ

いて次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法

における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管

理業務に関する事項（次号に掲げるものを除

く）については、農林水産大臣

に認可（第十五条第三号及び第四号に掲げる

業務に係る部分に限る。）をしようとするとき

は、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

（主務大臣等）

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法

における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管

理業務に関する事項（次号に掲げるものを除

く）については、農林水産大臣

に認可（第十五条第三号及び第四号に掲げる

業務に係る部分に限る。）をしようとするとき

は、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

（主務大臣等）

第二十二条 この法律及び研究機構に係る通則法

における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管

理業務に関する事項（次号に掲げるものを除

く）については、農林水産大臣

に認可（第十五条第三号及び第四号に掲げる

業務に係る部分に限る。）をしようとするとき

三 出資額

三 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることが

できる。

（残余財産の分配）

第二十条 研究機構は、解散した場合において、

その債務を弁済してなお残余財産があるとき

は、当該残余財産のうち、第十五条第一号

に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する

額を政府に対し、同条第二号に掲げる業務に係

る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に対し、同条第三号に掲げる

業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に對し、その額を同号に掲げる

業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に對し、その額を同号に掲げる

業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に對し、その額を同号に掲げる

業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる

業務に係る各出資者に對し、その額を同号に掲げる

業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる

五 第十五条第三号及び第四号に掲げる業務で

あつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係る

ものに関する事項については、財務大臣

は、当該事業を所管する大臣

（研究機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 研究機構の成立の際現に存する国家公務員第一条の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第一項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

4 の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第六条 (血清類及び薬品の製造及び配布の業務に関する経過措置) 研究機構の成立前に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関が薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により受けた承認は、研究機構の成立の時に於いて、研究機構が同項の規定により受けた

員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究機構の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 研究機構の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究機構の成立の時ににおいて研究機構が承継する。

前項の規定により研究機構が国有の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究機構の成立

た承認とみなす。

研究機構は、その成立の日から起算して六月間は、薬事法第八十三条の規定により読み替えで適用される同法第十二条第一項及び第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、農林水産省令で定めるところにより、家畜及び家禽専用の血清類及び薬品であつて、前項の規定によりその製造について同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により承認を受けたとみなされるものの製造及び配布を行うことができる。

(政令への委任)

附 則 (平成一二年五月二六日法律第八四号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月四日法律第二二九号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

第二条 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構への移行

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構は、この法律の施行の時において、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(以下「研究機構」という。)となるものとする。

(独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資は、この法律に

るためには必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日の前日に終わるものとする。

推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）。以下「旧推進機構法」という。第五条第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下この項において「民間研究促進業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている民間研究促進業務に係る勘定（以下この条において「民間研究促進業務勘定」という。）に属する資産が含まれる場合にあっては、政府の出資金に相当する金額については、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務勘定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額の合計額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る勘定（第一号において「農業機械化促進業務勘定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、その承継の際ににおける次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から研究機構に出資されたものとする。

一 純資産額のうち農業機械化促進業務勘定に属する額に相当する金額から次号に掲げる金額を控除した額に相当する金額 政府

二 政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者

前三項の場合において、研究機構は、新法第七条第二項に規定する認可を受けることなく、前二項の規定により研究機構に出资されたものとされた額により資本金を増加するものとする。

10 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、民間研究促進業務勘定において繰越欠損金として整理されている金額（第二項の規定により国

よる改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「新法」という。）第十四条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

（生物系特定産業技術研究推進機構の解散等）

第四条 生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を確実に実施する

8 7
第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第二号に規定する基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府から研究機構に新法第十四条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

が承継する資産に民間研究促進業務勘定に属する資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額)は、新法第十四条の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

推進機構の解散については、旧推進機構法第十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める(持分の払戻し)

第五条 前条第六項及び第八項の規定により研究

機構に出資したものとされた政府以外の者は、

研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、

当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 研究機構は、前項の規定による請求があつた

ときは、新法第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対す

る持分に相当する金額により払戻しをしなけれ

ばならない。この場合において、研究機構は、

当該持分に係る出資額により資本金を減少する

ものとする。

(推進機構の役職員であつた組合員に係る国家

公務員共済組合法の規定の適用の特例)

第六条 施行日の前日において健康保険組合(推

進機構の事業所又は事務所を健康保険法(大正

十一年法律第七十号)第十七条第一項に規定す

る設立事業所とする健康保険組合をいう。以下

この項において同じ。)の被保険者であつた者

で推進機構の役員又は職員であつたもののうち、

施行日に農林水産省共済組合(国家公務員

共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)

第三条第一項の規定により農林水産省に属する

職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員

をいう。以下この項において同じ。)及びその

所管する独立行政法人(独立行政法人通則法

(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。)に係るものに限る。)及びその

年金制度の一元化等を図るために、被用

者年金制度の一部を改正する法律(平成二十四年法

律第六十三号)附則第七条第一項の規定により

に関する規定及び同法第二百二十六条の五第一項

の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であつた間(推進機構の役員又は職員であつた間に限る。)農林水産省共済組合の組合員であつた期間(研究機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構又は国

家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。)その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

(推進機構の役職員であつた被保険者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例)

第七条 施行日の前日において厚生年金基金(推進機構の事業所又は事務所を公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第一百七十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下のこの条において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者(推進機構の役員又は職員であつた者に限る。)で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。)のうち、施行日前に厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間(推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。)に係るものに限る。)及び國家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。)に係るものに限る。)に係るものに限り、被用

者年金制度の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第七条第一項の規定により定める。(政令への委任)

第一十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一七年六月一七日法律第六十五条)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一八年三月三一日法律第二六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業工業研究所(以下「農業者大学校等」という。)の職員にあつては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工業研究所及び独立行政法人食品総合研究所(以下「農業者大学校等」という。)の職員にあつては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員である者は、ます資源管理センターの職員である者は、

律第百三十号)の公布の日又は公布日のいづれか遅い日

附則(平成一六年六月二三日法律第一三〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定 平成十九年四月一日

附則(平成一七年六月一七日法律第六四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一八年三月三一日法律第二五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十三条の規定は、公布の日から施行する。

附則(平成一八年三月三一日法律第二六号)抄

(施行期日)

水産総合研究センターの職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人農業・生物系研究開発センター、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人農業改良センター、独立行政法人畜産改良センター、独立行政法人水土保持センター、独立行政法人水資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあっては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者に対する支給は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

校、独立行政法人農業工業研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人国際農林水産業環境技術研究所、独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。）第二条の規定による改正前の国立研究開発法人水産総合研究センター（平成十一年法律第九十九号）、第二条の国立研究開発法人水産総合研究所、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター及びに森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十九号）第一条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第一条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

る者であるものは、この法律の施行の際労働組合法の適用を受ける者である。前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第六条の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第一項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第六条の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第二項の規定により労働組合法の適用を受けた労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第六条の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

第八条 農業者大学校等は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により國が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて國が承継する。前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

農業者大学校等の平成十八年三月三十一日に終わる事業年度における業務の実績についての独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十号）

研究所法第十一條第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは、「中期目標の期間における独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第二百九十二号）第十四条」とする。

第一項の規定により農業者大学校等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構への出資）

第九条 前条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業者大学校等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧農業者大学校法第十一条第一項、旧農業工学研究所法第十一条第一項又は旧食品総合研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する額を除く。）から負債の金額を差引いた額は、政府から独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に対し第一項の規定による改正後の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「新研究機構法」という。）第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における非課税）

第十条 附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

附則第八条第一項の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置）

第十一條 施行日前に政府及び政府以外の者から独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に対し第一条の規定による改正前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「旧研究機構法」という。）第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資された出資金に相当する金額（政府の出資金に相当する金額については、当該金額から附則第十三条第五項に規定する農林水産大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から新研究機構法第十五条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員に関する特例）

第十二条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に、役員として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十五年法律第九百九十二号）第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、同法第十二条の規定にかかわらず、一年とすることができる。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等）

第十三条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定によりされた出資に係る株式の処分の業務を行う。

2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条及び前項に規定する業務のほか、旧研究機構法第十三条第一項第四号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行ふことができる。

8 条第一項及び第二項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、研究機構が從前の例により行うものとする。この場合において、附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）次条第一項において「旧種苗管理センター法」という。第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の中期目標」とあるのは、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所の平成二十八年四月一日に始まる中長期目標」と、「第三十条第一項」とあるのは、「第三十五条の五第一項」と、「中期計画」とあるのは、「中長期計画」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは、「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九百九十三号）次条第一項において「旧農業生물資源研究所法」という。」第十一条と、附則第十四条の規定による廃止前の国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九百九十四号）次条第一項において「旧農業環境技術研究所法」という。」第十二条第一項及び附則第十四条の規定による廃止前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中長期目標の期間における前条」とあるのは、「中長期目標の期間における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九百九十二号）第十三条」とする。

境技術研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。」から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に対し第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「新研究機構法」という。）第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。現在における登記の時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

附則第二条第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（研究機構の役員に関する特例）

附則第二条第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（研究機構の業務の特例等）

第六条 研究機構は、新研究機構法第十四条第一項第六号に掲げる業務（当該業務に係る同項第七号から第九号までに掲げる業務を含む。）及びこれに附帯する業務（以下この条において「特例業務」という。）を行う。

研究機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

前項に規定する勘定における通則法第四十四条第一項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4 第一項の規定により研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第一項中「第四十四条第一項」とあるのは「第四十四条第一項（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号。以下この項において同じ。）」と、新規に「平成二十七年整備法」という。附則第六条第二項に規定する勘定にあつては、同条第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項（以下この項において同じ。）」と、新規に「同条第一項」とあるのは「通則法第四十四条第一項」と、「業務」とあるのは「業務及び平成二十七年整備法附則第六条第一項に規定する特例業務（以下「特例業務」という。）」と、新規に「研究機構法第十七条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特例業務」と、新研究機構法第十九条第二項中「業務」とあるのは「業務並びに特例業務」と、新研究機構法第二十一条第二項並びに第二十二条第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第二十二条第一号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び特例業務」とする。

5 研究機構は、特例業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する額を特例業務に係る各出資者に対しその出資額に応じて分配するものとする。

6 前項の規定により特例業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

7 第五項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

8 研究機構は、第五項の規定により第二項に規定する勘定を廃止したときは、その廃止の際当該勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（種苗管理センター等の職員から引き続き研究機構の職員となつた者の退職手当の取扱い）

第七条 研究機構は、施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者（独立行政法

人による改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年整備法」という。）附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限り（）で引き続いて研究機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を研究機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に種苗管理センター等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

